令和８年度　市民税・県民税申告の手引き　和光市

申告の要否フローチャート

スタート

令和７年1月1日～ 12月31日までに収入がある。
※遺族年金・障害年金・失業保険・特別定額給付金等の非課税給付は含まれません。

→ いいえ → 同居親族の扶養（配偶者控除・扶養控除）になっていますか。

→ はい → **申告の義務はありません**
※医療・福祉等の行政サービスを受ける方や所得金額を記載の非課税証明書を希望される方は申告してください。申告書の裏面に記載欄があります。

↓ はい

所得税の納付・還付（医療費控除・住宅借入金等特別控除など）を受けるため、税務署へ令和７年分所得税の確定申告をする。
※確定申告が不要な給与所得者等でふるさと納税のワンストップ特例制度の申請をした場合は確定申告をする必要がありません。

→ いいえ → 給与収入がある。

→ いいえ → **市民税・県民税の申告が必要です**

↓ はい

給与以外の収入がある。（営業・農業・不動産など）

→ はい → **市民税・県民税の申告が必要です**

↓ いいえ

勤務先（給与支払者）から和光市へ給与支払報告書が提出されている。（勤務先に確認してください。）また、その控除内容等に追加や変更がない。

→ いいえ → **市民税・県民税の申告が必要です**

→ はい → **市民税・県民税申告は不要です**
確定申告した方や給与支払報告書が提出されていて、その内容に変更がない方は市民税・県民税の申告は不要です。

申告に必要なもの

①令和８年度市民税･県民税申告書
②給与所得・公的年金等の源泉徴収票または給与明細書など
③前年中に支払った生命保険料・地震保険料の控除証明書・社会保険料（国民健康保険料(税)･国民年金保険料･介護保険料・後期高齢者医療保険料など）の支払証明書または領収書
④事業所得者は所得の内容がわかるもの（帳簿・収支内訳書など）
⑤障害者控除を受ける方は、障害者手帳・障害者手帳アプリ・認定書など（アプリは提示で可）
⑥勤労学生控除を受ける方は学生証または在学証明書
⑦医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書（領収書の添付不可）
⑧国外に在住の方を扶養にする場合は、親族関係を確認できる書類（戸籍謄本など）と送金していることがわかる書類
※外国語で作成されている場合翻訳文を添付してください。
⑨海外勤務中の場合は勤務先から発行された海外勤務証明書・ビザのコピー
⑩本人のマイナンバーを確認できる書類**【個人番号カード（コピーを提出する場合は両面分）**か、**通知カードと身分証明書（運転免許証、資格確認書など）】※原本が必要です。ただし郵送の際はコピー可。資格確認書のコピーを添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。**

市民税・県民税の申告についての注意点

・申告書は必ずボールペンでご記入ください。鉛筆、シャープペン、消えるボールペンは使用しないでください。
・氏名、生年月日、障害の程度等、申告内容の記入漏れ、記入誤りにご注意ください。
・源泉徴収票や各種控除の証明書は、申告書に貼らずに同封の添付台紙へ貼り付けてください。

申告は　令和 ８年 ３月 １６日（月）　までです。

会場の混雑緩和のため、同封の返信用封筒を使用し、原則郵送で申告してください。
送付先：〒351-0192　和光市広沢1-5　和光市役所課税課住民税担当　宛

やむを得ず持参にて提出する場合は下記のとおりご持参ください。
期間：令和８年３月２日（月）～３月１６日（月）　平日９：００～１６：００
会場：市役所５階５０２会議室
※会場が混雑した際は入場をお断りする場合があります。

和光市役所課税課住民税担当
〒 351-0192　和光市広沢 1-5　電話　048-424-9102（直通）

※税制改正等により内容が一部変わる可能性がありますのでご注意ください。

住民税とは

1　市民税と県民税
市民税と県民税は、あわせて一般的に「住民税」と呼ばれています。住民の皆様の暮らしがより良くなるよう、市や県が行う各種の行政サービスに必要な経費を住民の方々に広く分担してもらうものです。税金を負担する能力のある人が均等な額を負担する均等割と、その人の所得金額に応じた額を負担する所得割の二つから構成されています。
※令和６年度より市民税・県民税に森林環境税が加算されます。

2　市民税・県民税の計算方法

収入 － 必要経費 ➡ 合計所得金額☆ ➡ 総所得金額等★ － 所得控除額 ➡ 課税所得金額等（課税標準額）（1000円未満端数切捨て）× 市民税の税率 － 調整控除額 － 税額控除額 ➡ 市民税の所得割額（100円未満端数切捨て）＋ 市民税の均等割額 ➡ 市民税額
× 県民税の税率 － 調整控除額 － 税額控除額 ➡ 県民税の所得割額（100円未満端数切捨て）＋ 県民税の均等割額 ➡ 県民税額
➡ 市民税 県民税 年税額

☆合計所得金額…住民税の所得割の対象となる各種所得金額の合計額
★総所得金額等…合計所得金額から、繰り越すことが認められている損失額を差し引いた金額

均等割・森林環境税の税額及び所得割の税率

	市民税	県民税	森林環境税
均等割・森林環境税の税額	3,000 円	1,000 円	1,000 円
所得割の税率※	６％	４％	

※分離譲渡所得などがある場合は、計算方法、税率が異なりますので、詳しくは課税課住民税担当にお問合わせください。

障害者、未成年、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方は非課税になります。

均等割の非課税限度額	扶養親族等なし	合計所得金額≦45万円
	扶養親族等あり	合計所得金額≦35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）+31万円
所得割の非課税限度額	扶養親族等なし	総所得金額等≦45万円
	扶養親族等あり	総所得金額等≦35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）+42万円

税額控除

▼配当控除
株式の配当など配当所得を申告した場合、課税総所得金額を下記の表にあてはめ配当所得金額に控除率を乗じた額が税額から差し引かれます。

利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得に対する控除率一覧

課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期（短期）譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額	1,000 万円以下の場合		1,000 万円を超える場合			
			1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等	１.６％	１.２％	１.６％	１.２％	０.８％	０.６％
特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	０.８％	０.６％	０.８％	０.６％	０.４％	０.３％
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	０.４％	０.３％	０.４％	０.３％	０.２％	０.１５％

（注）１　一部の配当所得は、配当控除の対象から除かれるものもあります。
　　２　一般外貨建等証券投資信託とは、特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託をいいます。

▼配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除（確定申告が必要になります。）

区分	市民税	県民税
配当割額控除	配当等に関する所得金額×５％＝配当割額	
	配当割額× 3/5	配当割額× 2/5
株式等譲渡所得割額控除	上場株式等譲渡に係る所得金額×５％＝株式等譲渡所得割額	
	株式等譲渡所得割額× 3/5	株式等譲渡所得割額× 2/5

▼調整控除
平成19年度から、所得税から住民税への税源移譲が行われることに際し、所得税と住民税の人的控除の差（表1）に基づく税負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除するものです。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

（1）合計課税所得金額が200万円以下の場合
　次の①、②いずれか少ない金額の５％（市民税３％、県民税２％）を控除
　　①人的控除額の差の合計額
　　②合計課税所得金額
（2）合計課税所得金額が200万円超の場合
　｛人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）｝の５％
　（市民税３％、県民税２％）を控除
　　⇩
　※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。
（注）「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税される総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

（表１）所得税と住民税の人的控除の差

人的控除名			人的控除の差額
障害者	普通		１万円
	特別	別居	10 万円
		同居	22 万円
ひとり親	父		１万円
	母		５万円
寡婦			１万円
勤労学生			１万円
配偶者	一般		所得等に応じて変動しますので、詳しくは課税課住民税担当にお問い合わせください。
	老人		
配偶者特別控除			
扶養	一般		５万円
	特定		18 万円
	老人		10 万円
	同居老親等		13 万円
	合計所得 2,500万円以下		５万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

▼寄附金税額控除（申告書裏面「14」）
前年中に対象となる寄附金がある場合は、申告により次の方法で計算した金額を市民税・県民税の所得割額から控除できます。

寄附の対象	控除額
地方公共団体（都道府県・市区町村）	【1】基本控除額＋【2】特例控除額
日本赤十字社埼玉県支部	【1】基本控除額
埼玉県共同募金会	
埼玉県または和光市が条例により指定したもの	【1】基本控除額※2

・控除額の計算
【1】＝（寄附金の合計※1－2000円）×10%（市民税６%、県民税４%）
【2】＝（地方公共団体等に対する寄附金の合計額－2000円）×｛90%－（あなたの所得税税率×1.021）｝
　　×（市民税３／５、県民税２／５）
ただし、【2】については個人住民税所得割の額の20%を上限とします。
※1　寄附金の合計額が前年の総所得金額等の30%を超える場合には、総所得金額等の30%に相当する額とします。
※2　和光市が指定した寄附金については市民税から６%、埼玉県が指定した寄附金については県民税から４%、和光市と埼玉県が重複して指定した寄附金については合計10%の税額控除率となります。
※令和８年度税制改正により変更が生じる可能性があります。詳細については市HP をご覧ください。

ふるさと納税
ワンストップ特例制度ご利用の方へ
以下①～③に該当する方は特例制度の対象にならないため、確定申告が必要です。
①確定申告や市民税・県民税申告等を行う義務のある方
②ふるさと納税を行う自治体が６以上の方
③医療費控除等で確定申告等を行う方

▼外国税額控除
外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。なお、この控除を受けられる人は、所得税の確定申告が必要になりますので、税務署へおたずねください。

▼住宅借入金等特別税額控除
住宅借入金等特別税額控除が所得税で引ききれない場合に、市民税・県民税の所得割から一定の金額を限度として控除されます。
（平成19年、平成20年の入居は除きます。）
①か②のいずれか少ない金額（市民税：控除金額×3/5、県民税：控除金額×2/5）

①	前年分の所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税において控除しきれなかった金額
②	(1)入居日が平成26年３月31日までの方：所得税の課税総所得金額の5%（最高97,500円）
	(2)入居日が平成26年4月1日から令和3年12月31日までの方：所得税の課税総所得の7%（最高136,500円)（注1）
	(3)入居日が令和4年1月1日以降の方：所得税の課税総所得の5%（最高97,500円)（注2)（注3）
	（注1）　住宅の取得費用に係る消費税率が8%または10%である場合に限り、それ以外の場合は (1) に該当します。 （注2）　令和4年中に入居した方のうち住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は (2) に該当します。 （注3）　令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅借入金等特別税額控除の対象外となります。

※特定増改築等に係る住宅借入金等の金額は所得税のみの控除となり、住民税での適用はありません。
※令和８年度税制改正により変更が生じる可能性があります。詳細については市HP をご覧ください。

申告書の記入例

(1)収入のなかった方
申告書表面に住所・氏名・生年月日・電話番号を記入の上、申告書裏面の「16」収入のなかった方の記入欄に下記の例を参考にしながら、いずれか１つに○をし、必要事項を記入して、申告書を提出してください。
※収入がなかった方についても、申告をしていただくことにより、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定の基礎資料や児童手当等各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。

16　収入のなかった方の記入欄

Ⓐ 次の方の扶養親族であった。又は援助を受けていた。
住　所　○○市△△町１－１－１
氏　名　埼玉　五郎　　あなたとの続柄　父

Ⓑ 学生の場合
学校名　○○大学　　学部　２　年

Ⓒ 非課税所得があった。（該当する番号を○で囲み、収入金額を記入してください。）
（1）遺族年金　（2）障害年金　（3）雇用保険（失業保険）
【年間収入金額　　円】
（4）生活扶助
【令和８年１月１日現在受給中・　　年　　月　　日まで受給】

Ｄ　上記Ａ～Ｃに該当しないイ～ハの理由を選択するか、その他で生活状況を記入してください。
イ 貯金で生活していた　ロ 入院・病気療養中　ハ 家事手伝い・育児休暇　その他

(2)収入のあった方
裏面をご参照の上、ご記入ください。

令和８年度の主な税制改正について

1.　**給与所得控除の見直し**
給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入190万円以下の方に対する最低保障控除額が最大10万円引きあげられます。

2.　**扶養親族等の所得要件の見直し**
次の①～⑤の控除等の適用を受ける場合の所得要件が10万円引き上げられます。
①配偶者控除、扶養控除　②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額　③勤労学生控除　④雑損控除
⑤家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障控除額

3.　**大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設**
生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で前年の所得が58万円超123万円以下の方がいる場合に、当該親族等の所得金額に応じた所得控除額の適用を受けることができる特定親族特別控除が創設されます。

4.　**住宅ローン控除の拡充等の延長**
令和７年度から適用された、次の①～②の住宅ローン控除の拡充等の措置が令和７年中にまで延長されました。
①子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）または若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）が入居する場合に借入限度額を上乗せ
②合計所得金額が1,000万円以下の方に対する新築住宅の床面積要件緩和措置の建築確認期限延長

※詳細につきましては、市HP「令和８年度から適用される市民税・県民税の主な改正について」をご覧ください。

A～D 所得控除について（令和７年1月1日～12月31日までの１年間分）

A 社会保険料控除
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料など）を前年中に支払った場合。
（支払った金額）＝控除額
★源泉徴収票に記載のない金額（任意継続保険料など）については、控除証明書または領収書を同封の台紙に貼り付けてください。
※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている社会保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

A 小規模企業共済等掛金控除
前年中に支払った小規模企業共済掛金（旧第２種共済掛金を除きます）と確定拠出年金掛金と心身障害者扶養共済掛金がある場合。（支払った金額）＝控除額
★証明書等を同封の台紙に貼り付けてください。

A 生命保険料控除
前年中にあなたや配偶者・その他の親族を受取人とする生命保険契約等、または個人保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合に控除されます。

各控除額の計算表

①旧制度（平成23年12月31日以前に締結）支払保険料の計算式		②新制度（平成24年1月1日以降に締結）支払保険料の計算式	
支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払額	12,000円以下	支払額
15,000円超40,000円以下	支払額×1/2＋7,500円	12,000円超32,000円以下	支払額×1/2＋6,000円
40,000円超70,000円以下	支払額×1/4＋17,500円	32,000円超56,000円以下	支払額×1/4＋14,000円
70,000円超	35,000円（限度額）	56,000円超	28,000円（限度額）

一般生命保険料控除額、個人年金保険料控除額、介護医療保険料控除額を合計し、全体の控除額とします（上限70,000円）。
※一般生命保険料または個人年金保険料について、旧制度・新制度の両方の保険料がある場合は、上記の計算式に基づき、旧制度・新制度ごとに控除額を算出し合計します（限度額28,000 円）。ただし、旧制度のみで計算した控除額が合計した控除額より大きくなる場合は、旧制度のみで計算した控除額を適用することができます。
★証明書等を同封の台紙に貼り付けてください。

A 地震保険料控除
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋等の前年中に支払った地震等損害部分の保険料や掛金がある場合に控除できます。 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど）に係る保険料については、これまでの損害保険料控除を適用することができます。

支払った保険料の区分	控除額	
①地震保険料	支払額×1/2（限度額25,000円）	
②長期損害保険料	5,000円以下	支払額
	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2＋2,500円
	15,000円超	10,000円（限度額）
③　①と②がある場合	①＋②（上限25,000円）	

★証明書等を同封の台紙に貼り付けてください。

B 寡婦控除
あなたが「ひとり親控除」に該当しない方で、次のいずれかに該当する場合に控除されます。
・夫と離婚後婚姻していない方で、扶養親族を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。
・夫と死別後婚姻していない方や夫の生死が不明の方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方。
※いずれも、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は、寡婦控除は受けることができません。
控除額　26万円

B ひとり親控除
あなたが現に婚姻していないまたは配偶者の生死が明らかでない方で、前年中の総所得金額等の合計額が58万円以下の生計を一にする子を有し、かつ前年中の合計所得金額が500万円以下で、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方。
控除額　30万円

B 勤労学生控除
あなた自身が学校教育法第１条等に規定する学校の学生または生徒で、前年中の合計所得が85万円以下である場合で、そのうち給与所得等以外の自己の勤労によらない所得（不動産・配当等）が10万円以下である場合。
控除額　26万円
★在学証明書または学生証のコピーを同封の台紙に貼り付けてください。

B 障害者控除
あなたやあなたの同一生計配偶者もしくは扶養親族が障害者の場合、下記のとおり障害者控除が適用されます。
★手帳や障害者手帳アプリ等の写しを同封の台紙に貼付または提示してください。

手帳の種類	色（埼玉県）	特別障害（控除額30万）※同居の場合は53万	普通障害（控除額26万）
身体障害者手帳　※	赤・紺	1～2級	3～6級
療育手帳　※（知的障害者）	緑・紺	Ⓐ（最重度）	B
		A（重度）	C
精神障害者保健福祉手帳　※（精神障害者）	水色・紺	1級	2～3級
戦傷病者手帳	紫	特別項症～第３項症	第４項症～第４款症
原子爆弾被爆者	証書	厚生労働大臣の認定者	厚生労働大臣の認定者
障害者控除対象者認定書	認定書	市区町村発行	市区町村発行

※平成27年10月以降に埼玉県が発行する手帳から障害者手帳の規格・表記・色は統一されました。手帳の色は紺色になります。

C 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者
あなたと生計を一にしている配偶者の前年中の合計所得金額が以下の表の範囲内である場合は、あなたの前年中の合計所得金額に応じて控除されます。

				あなたの合計所得金額			
				900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者の合計所得金額	58 万円以下	69 歳まで 昭和31年1月2日以降生まれた方	配偶者控除	33 万円	22 万円	11 万円	0 円 ※同一生計配偶者
		70 歳から 昭和31年1月1日以前に生まれた方		38 万円	26 万円	13 万円	
	58 万円超 100 万円以下		配偶者特別控除	33 万円	22 万円	11 万円	0 円
	100 万円超 105 万円以下			31 万円	21 万円	11 万円	
	105 万円超 110 万円以下			26 万円	18 万円	9 万円	
	110 万円超 115 万円以下			21 万円	14 万円	7 万円	
	115 万円超 120 万円以下			16 万円	11 万円	6 万円	
	120 万円超 125 万円以下			11 万円	8 万円	4 万円	
	125 万円超 130 万円以下			6 万円	4 万円	2 万円	
	130 万円超 133 万円以下			3 万円	2 万円	1 万円	
	133 万円超			0 円	0 円	0 円	

※あなたの合計所得金額が1,000万円超で生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下（給与収入で123万円以下）の場合は、同一生計配偶者となり扶養者の数に加えることができます。
※配偶者が事業従事者となっている場合は、控除を受けられません。
※夫婦お互いに、配偶者控除および配偶者特別控除を受けることはできません。
※個人番号の記入をお願いします。（確認書類は必要ありません）

申告書の書きかた

和光市長あて　**令和８年度　市民税・県民税申告書**　第五号の四様式（第二条関係）［別紙一の四］

宛名番号

本人情報記入欄

提出年月日 年 月 日	現住所		業種又は職業
	1月1日現在の住所		電話番号
	ふりがな / 氏名		個人番号
	生年月日	世帯主の氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

A

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	円
	合計		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計 円
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計 円
	介護医療保険料の計	円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計 円

B

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □寡婦控除 □死別 □離婚 □生死不明 □未帰還	⑱ □ ひとり親控除	⑲ □ 勤労学生控除（学校名）
⑳ 障害者控除	1 ふりがな 氏名 / 個人番号	障害の程度	級
	2 ふりがな 氏名 / 個人番号	障害の程度	級

C

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者 ふりがな 氏名 / 個人番号	生年月日 明・大・昭・平・令 . .	配偶者の合計所得金額 明・大・昭・平・令 . . 円 / □ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）
㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除	1 ふりがな 氏名 / 個人番号	生年月日 明・大・昭・平・令 . .	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄 特親 / 控除額 万円
	2 ふりがな 氏名 / 個人番号	生年月日 明・大・昭・平・令 . .	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄 特親 / 控除額
	3 ふりがな 氏名 / 個人番号	生年月日 明・大・昭・平・令 . .	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄 特親 / 控除額
	4 ふりがな 氏名 / 個人番号	生年月日 明・大・昭・平・令 . .	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄 特親 / 控除額
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。			
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	1 ふりがな 氏名 / 個人番号	生年月日 平・令 . .	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄
	2 ふりがな 氏名 / 個人番号	生年月日 平・令 . .	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄
	3 ふりがな 氏名 / 個人番号	生年月日 平・令 . .	同居・別居の区分 □同居 □別居 / 続柄

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

D

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日 . .	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補塡される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
㉘ 医療費控除	支払った医療費等 円	保険金などで補塡される金額 円	

1 収入金額等

事業	営業等	ア	円
	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	
雑	公的年金等	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
	長期	サ	
一時			

2 所得金額

事業	営業等	①
	農業	②
不動産		③
利子		④
配当		⑤
給与		⑥
雑	公的年金等	⑦
	業務	⑧
	その他	⑨
	合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩
総合譲渡・一時		⑪
合計		⑫

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬
小規模企業共済等掛金控除	⑭
生命保険料控除	⑮
地震保険料控除	⑯
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳
配偶者（特別）控除	㉑～㉒
扶養控除	㉓
特定親族特別控除	㉔
基礎控除	㉕
⑬から㉕までの計	㉖
雑損控除	㉗
医療費控除 区分 □	㉘
合計（㉖＋㉗＋㉘）	㉙

記入不要

地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「１」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和８年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

C 扶養控除
あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち前年中の合計所得金額が58万円以下の扶養親族がいる場合。

年齢		控除額	同居老親等
16歳未満	年少扶養・・・平成22年１月２日以後の生まれ	0円	
16歳以上19歳未満	一般扶養・・・平成19年１月２日～平成22年１月１日生まれ	33万円	
19歳以上23歳未満	特定扶養・・・平成15年１月２日～平成19年１月１日生まれ	45万円	
23歳以上70歳未満	一般扶養・・・昭和31年１月２日～平成15年１月１日生まれ	33万円	
70歳以上	老人扶養・・・昭和31年１月１日以前の生まれ	38万円	45万円

C 特定親族特別控除
あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者を除く）のうち前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合に以下の控除額が適用されます。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超　95万円以下	45万円
95万円超　100万円以下	41万円
100万円超　105万円以下	31万円
105万円超　110万円以下	21万円
110万円超　115万円以下	11万円
115万円超　120万円以下	6万円
120万円超　123万円以下	3万円

D 雑損控除
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（総所得金額等58万円以下）の生活に通常必要な資産が、前年中に災害や盗難などによって損害を受けた場合。 控除額は次のいずれか多い方の金額です。
①（損害金額－保険などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%）＝控除額
②災害関連支出の金額－５万円
☆災害関連支出の金額がある場合はお問合せください。
★証明書等を同封の台紙に貼り付けてください。

D 医療費控除
●従来の医療費控除
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中に医療費を支払った場合。
（医療費－保険金などで補てんされる金額）－（各種所得の合計額×5%※限度額は10万円）＝控除額
※次のような費用は医療費になりません。
・健康増進や疾病予防などのための費用（予防接種も含む）・駐車料金
・人間ドックなどの健康診断のための費用（診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受ける場合は医療費控除の対象になります。）
★保険金などで補てんされる額（高額療養費など）がある場合はあらかじめ金額を確認してください。
★最高金額は200万円
★医療費控除の明細書（医療を受けた方の氏名・支払先の名称と額を記入）を添付してください。なお、医療費通知に記載された事項がある場合、記入の上、該当する医療費通知を添付してください。※領収書原本は不可。
●医療費控除の特例（セルフメディケーション）
健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチ OTC 医薬品」の購入費用を1万2,000円を超えて支払った場合。
購入費用－1万2,000円＝控除額（限度額は8万8,000円）
※従来の医療費控除との選択適用のため、併用はできません。
★セルフメディケーション税制の明細書（支払先および医薬品の名称と額を記入）を添付して下さい。

E 所得金額について（令和７年1月1日～12月31日までの１年間分）

		収入金額	必要経費
事業	営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、サービス業などいわゆる営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業による所得	販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代、家賃、減価償却費、水道光熱費など
	農業	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などの事業から生じる収入の合計額	種苗代、肥料代、家畜の飼料など
不動産		地代、家賃、土地や家屋の権利金、頭金などによる収入の合計額	固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費、借入金利子など
利子		原則住民税は源泉徴収されるので申告する必要はありません。	
		源泉分離課税の対象とならない利子（日本国外の銀行に預けた貯金利子など）の金額	必要経費はありません。
配当		申告にあたっては、総合課税・申告分離課税・申告不要制度（市県民税が源泉徴収されている場合）を選択可能です。ただし確定申告と申告方式を統一する必要があります。	
	株式等	株式の配当金（源泉分離課税を選択したものを含む）、出資の配当金、剰余金の分配金など	株式や出資などの元本を取得するために借り入れた負債利子。※一定の上場株式等の配当について、申告不要制度があります。また上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算の特例があります。
	その他	源泉分離課税の対象とならない証券投資信託の収益の分配金など	
給与		給料、賃金、賞与、歳費および事業専従者給与などの収入の合計額 給与所得の計算表	★給与の源泉徴収票を同封の台紙に貼り付けてください。源泉徴収票がない場合は、申告書裏面「6」の給与所得の内訳に記入してください。※一定の条件にあてはまる特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときは、特定支出控除の制度が適用できます。詳しくは課税課住民税担当にお問い合わせください。※所得金額調整控除については下記を参照してください。

給与等の収入金額（A）	給与所得の金額（円）	
～650,999円	0	
651,000円～1,899,999円	A －650,000	
1,900,000円～3,599,999円	A ÷４＝B（千円未満の端数切捨）	B ×2.8－80,000
3,600,000円～6,599,999円		B ×3.2－440,000
6,600,000円～8,499,999円	A ×0.9－1,100,000	
8,500,000円～	A －1,950,000	

所得金額調整控除
あなたが以下の条件に該当する場合、収入や所得に応じた金額が給与所得から控除されます。
1　給与等の収入額が850万円を超え、以下の（１）から（３）のいずれかに該当する場合、（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%に相当する金額が給与所得から控除されます。申告書裏面「15」の所得金額調整控除に関する事項に記入して申告してください。
（１）特別障害者に該当する
（２）年齢が23歳未満の扶養親族を有する
（３）特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
※所得金額調整控除は扶養控除とは異なり、２以上の納税義務者の扶養親族に該当するものがある場合には、その者は、これらの納税義務者のうちいずれかの一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなすことはされていません。たとえば、夫婦ともに年収850万円を超えており、２３歳未満の扶養親族を有する場合等には、夫婦両方が控除の適用を受けることができます。
2　給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円に相当する金額が給与所得から控除されます。
※１の控除額がある場合には１の控除後の金額から控除されます。

雑	**雑所得の金額は「公的年金等の雑所得」と「業務に係る雑所得」「その他の雑所得」に分けて計算します。**		
	公的年金等	厚生年金、国民年金、恩給（一時恩給を除く）などの収入の合計額。①互助年金は、「その他の雑所得」になり、収入金額がそのまま雑所得になります。②遺族年金・障害年金等は含まれません。（非課税所得のため課税されません。裏面「16」収入のなかった方の記入欄にご記入ください。）※1,000万円超の時は10万円、2,000万円超の時は8万円差し引く金額が少なくなります。★公的年金等の源泉徴収票を同封の台紙に貼り付けてください。	

受給者年齢	収入 a	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（円）
		1,000万円以下
65歳以上（昭和36年1月1日以前の生まれ）	～3,299,999円	a －1,100,000
	3,300,000円～4,099,999円	a ×0.75－275,000
	4,100,000円～7,699,999円	a ×0.85－685,000
	7,700,000円～9,999,999円	a ×0.95－1,455,000
	10,000,000円～	a －1,955,000
65歳未満（昭和36年1月2日以後の生まれ）	～1,299,999円	a －600,000
	1,300,000円～4,099,999円	a ×0.75－275,000
	4,100,000円～7,699,999円	a ×0.85－685,000
	7,700,000円～9,999,999円	a ×0.95－1,455,000
	10,000,000円～	a －1,955,000

雑	業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得。※家内労働法に規定する家内労働者や外交員、集金人、シルバー人材センターに勤務する者など、特定の方に対して人的役務の提供を行うことを業務としている方は、「家内労働者等の必要経費の特例」を受けられる場合があります。詳しくは国税庁HP を参照してください。	調査研究費、交通費など収入をあげるために支出した金額
	その他	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる所得。	個人年金の掛金、調査研究費、交通費など収入をあげるために支出した金額
総合譲渡		機械・自動車等の資産の譲渡（土地、建物などで分離課税されるものは除く）による収入の合計額	譲渡した資産の取得費、設備費、改良費、譲渡に関する必要経費など。
一時		賞金、懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金、保険の満期返戻金などの一時的収入の合計額	収入をあげるために支出した金額
事業専従者控除（白色）			①｛配偶者　86万円／その他の親族　50万円｝
あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、原則として前年中に6カ月を超える期間あなたの事業に専ら従事した人を事業専従者といいます。この場合、あなたの事業より生ずる収入から右の①と②のうちいずれか少ない金額が控除されます。			②　その年分の専従者控除前の金額／専従者の数＋１

■基礎控除
あなたの合計所得金額により以下の基礎控除が適用されます。

合計所得金額	基礎控除
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超～ 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超～ 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	0 円